

第4次前橋市障害者福祉計画策定業務委託仕様書

1 業務名

第4次前橋市障害者福祉計画策定業務

2 業務の目的

前橋市障害者福祉計画は、平成28年3月に第3次計画（前橋は一とふるプラン）を策定し、市民、障害福祉サービス事業者、行政が協働により障害福祉の向上を目指した取り組みを進めているところである。

第3次前橋市障害者福祉計画が令和7年度に計画期間の最終年度を迎えることから、これまでの取り組みを評価するとともに、障害福祉に関する新しい課題や、障害福祉サービス等の利用者及び担い手の意向、市民等の意見を反映し、第4次計画を策定することを目的とする。

3 委託契約の期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 委託業務の内容

(1) 社会動向、国の指針、関連計画の整理

- ・計画策定に際して、第3次計画策定以降の障害者福祉計画に係る新たな社会動向、国の指針等について整理する。
- ・実効性の高い計画とするための提案をする。

(2) 第3次計画の進捗状況の評価・検証

第3次計画の事業の実施状況について整理し、計画の進捗状況の評価・検証する。

(3) 障害者福祉専門分科会（策定懇話会）での運営支援

市が設置する障害者福祉専門分科会（策定懇話会）（4回開催予定・各1時間程度）に関して、以下に関する必要な支援を行うこと

- ・会議資料作成
- ・会議への出席
- ・会議記録作成
- ・委員での意見を取りまとめ、意見を反映した計画案の修正
- ・必要に応じて委員長との事前打ち合わせ等

※策定懇話会参加者への連絡調整・開催場所等の確保は市で行う。

(4) アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、障害当事者、一般市民、障害者団体、障害福祉

サービス事業者・施設、一般企業に対して、障害福祉に関する意識と行動の現状や福祉サービス等に対するニーズ等を把握するために、郵送配布・郵送回収方式（併用して調査票に記載する２次元コードからウェブでの回答方式の追加実施も可とする）によりアンケート調査を実施する。集計・分析結果は報告書を作成するとともに、計画内容に反映させるものとする。

対象人数は下表のとおり。

区分		対象人数（人）
障害当事者	身体障害者	約 1,800
	知的障害者	約 700
	精神障害者	約 400
	自立支援医療（精神通院）受給者	約 400
一般市民		約 1,400
障害者団体		約 30
障害福祉サービス事業者・施設		約 170
一般企業		約 300

(5) 障害者福祉計画市民ワークショップでの意見の計画書への反映

市が別に実施する市民ワークショップにて取りまとめて提供された意見を計画案に反映させる。

※市民ワークショップの運営などはこの業務委託には含まれない。

(6) パブリックコメント支援業務

パブリックコメント実施に伴う資料作成及び寄せられた意見の整理・集約

(7) 計画案の作成、計画書及び計画書概要版並びにわかりやすい版（文字を大きくし、イラストやふりがなをつけた障害者や子ども向けのもの）のデータ作成

(1) から (6) における分析結果及び検討結果等をもとに計画案の作成を行う。（編集、レイアウト・デザイン・図などを含む）計画案については、障害者福祉専門分科会（策定懇話会）並びに市民ワークショップから提供される検討結果を反映させ、随時修正、加筆を行う。また、内容についても事務局と随時調整を行うこととする。

(8) 成果物

1) アンケート調査報告書

電子（PowerPoint2016 及び PDF）

2) 第４次前橋市障害者福祉計画

A４版 ２色刷 １００頁程度 ２００部

イラスト、市内事業所アートワーク、写真等を入れて親しみやすい工夫をする。

3) 第4次前橋市障害者福祉計画（概要版）

A4版 2色刷 8頁程度 200部

4) 第4次前橋市障害者福祉計画（わかりやすい版）

A4版 2色刷 8頁程度 電子（PowerPoint2016 及び PDF 等）

※計画書「本編」及び「概要版」の印刷用版下についても電子媒体にて提出する。
（PowerPoint2016 及び PDF 等）

5 その他

- (1) 受託者が本業務の履行に要する費用については、全て受託者の負担とする。
- (2) 計画策定にかかる全てのデータ等の所有権及び著作権は前橋市に帰属するものとする。
- (3) 仕様書に定めた業務以外であっても、専門的見地から本業務にとって有益と考えられる事項については、提案上限額以内の範囲で提案可能とする。
- (4) 本書に定めのない事項については、双方の協議のうえ、実施するものとする。

6 委託料の支払い

委託料は、業務が完了し成果物等の検査終了後、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

7 担 当

前橋市 福祉部 障害福祉課 障害政策係

担当：清水・渡辺

TEL：027-220-5713（直通）

FAX：027-223-8856

E-mail：syogaifukushi@city.maebashi.gunma.jp